

事後評価の流れ【平成29年度】

●「方法書の作成」（平成29年8月）

- ・各評価項目の指標数値や実施状況等を計測・確認するための方法を設定



●「評価の実施」（平成29年8月～平成29年10月）

- ・まちづくりの目標等の達成状況を確認
- ・今後のまちづくり方策を検討



●「事後評価原案の作成、住民への公表」

（平成29年10月23日～平成29年11月6日）



●「評価委員会による意見具申」（平成29年12月25日）



●「評価結果の公表と国への報告など」（平成30年3月末）